

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の
一部を改正する法律案（概要）

(1) 設立

- ア 民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、利用料金を徴収する公共施設等の整備等に関する事業に係る資本市場の整備を促進するとともに、当該事業を普及、推進することを目的とする株式会社形態の認可法人として設立する。
- イ 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができることとする。

(2) 民間資金等活用事業支援委員会

機構に、民間事業者に対する支援、株式又は債権の処分等の決定を行う民間資金等活用事業支援委員会を設置する。

(3) 業務の範囲等

- ア 機構は、事業者（利用料金を徴収する公共施設等の整備等に関する事業を実施する者及び当該事業を支援する者）に対する出資又は資金の貸付け、株式又は債権の処分、公共施設等の管理者等又は民間事業者に対する専門家の派遣又は助言等の業務を営むこととする。
- イ 内閣総理大臣は、機構が支援の決定に当たって従うべき基準を定めて公表しなければならないこととする。

(4) 業務の実施

- ア 機構は、支援の決定に際しては、あらかじめ内閣総理大臣にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならないこととする。内閣総理大臣は、事業所管大臣にその内容を通知し、事業所管大臣は、機構に対して意見を述べるができることとする。
- イ 機構は、平成40年3月31日までに、保有する全ての株式及び債権の処分を行うよう努めなければならないこととする。

(5) その他

- ア 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内で、機構の債務を保証することができる。
- イ 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、機構に対し、報告徴収、検査、監督上必要な命令等を行うことができる。